

グリーン長利こども園

——認定こども園のしおり（重要事項説明書）——




社会福祉法人 ちとせ交友会 グリーン長利こども園
〒703-8223 岡山市中区長利 274-1

理事長 山口 哲史
園長 出井 みどり

Tel:086-208-6177 FAX : 086-208-6188

1. 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 ちとせ交友会	
代表者氏名	理事長 山口 哲史	
法人の所在地	東京都千代田区二番町7-5	
法人の電話番号	03-3222-3255	
法人理念	<p>Home -</p> <p>ここに集い ここに育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p> 	

2. 当園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	グリーン長利こども園	
所在地	岡山県岡山市中区長利 274-1	
認可年月日	令和2年4月1日	
電話番号	電話 086-208-6177 fax086-208-6188	
管理者名	園長 出井 みどり	
利用定員	1号認定 15名 (3・4・5歳)	3号認定 36名 (1・2歳)
	2号認定 56名 (3・4・5歳)	3号認定 8名 (0歳)
実施する事業の種類	延長保育・一時預かり保育・障害児保育対策事業	
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年実施しています。	
第三者評価の概要	令和8年1月受審	

3. 園の目的・運営方針

事業の目的	法人理念に基づき、子ども達が日中を過ごす第二の家～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となるように、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの保育園の運営をしていきます。また、保育所運営実績を生かして、ピアジェの構成論の理論に基づいた保育カリキュラムを行いながら、無理なく子どもの発達を促していけるような質の高い幼児教育を提供していきます。
運営方針・保育方針	ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中でひとりひとりの子どもを大切にし、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成をします。

目指す子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・生き生きとし、元気に遊べる子 ・友達としっかり関わり、育ち合う子 ・自分で考え、行動する子
----------	--

4. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日
 <1号認定>

開園日	月曜日から金曜日
教育標準時間	午前9時から午後1時
一時預かり事業（幼稚園型）	午前8時30分から午前9時、午後1時から午後5時00分
保育・教育を提供しない日	土曜日、日曜日、祝祭日 春季休業 3月末から4月初旬の10日間程度 夏季休業 8月13日から15日を含む4週間程度 冬季休業 12月29日から1月3日を含む10日間程度

<2号・3号認定>

開園日	月曜日から土曜日	
開園時間	午前7時から午後7時	
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日	
保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時（月～金）
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後6時 午後6時から午後7時（月～金）

* 延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります

5. 職員体制

園長	1名
副園長	1名
主幹保育教諭	2名
保育教諭	23名
看護師	1名
栄養士・調理員	4名
学校医	1名
学校歯科医	1名
学校薬剤師	1名
事務員	2名

（状況により変更有）

6. 提供する保育等の内容

当園は、前条の目標を達成するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

通常提供する教育・保育のほかに以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育事業

(2) 一時預かり保育

保護者が就労や通院・入院、事故、災害など、あるいは短期的な就労や職業訓練、通学などで一時的に家庭での保育が困難になった場合や、育児等に伴う精神的・肉体的な負担の解消が必要な場合に、就学前の乳幼児を保育します。

(3) 障害児保育対策事業

7. 給食等について

① 提供方針

給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、生涯にわたっての丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。

② 食事の提供方法

自園調理

③ 食事の提供日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

献立表は毎月 月末頃、翌月の献立表をお配りします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時 30 分頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時 30 分頃	
2 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時 30 分頃	
3 歳児		11 時 30 分頃	15 時 30 分頃	
4 歳児		11 時 30 分頃	15 時 30 分頃	
5 歳児		11 時 30 分頃	15 時 30 分頃	

④ 食物アレルギー対応状況

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。ご相談の上、除去食に対応致しますが、メニューによっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめ御了承下さい。

⑤ 衛生管理等

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月 1 回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

8. 保育料と支払方法

保護者とこども園の直接契約になり、こども園から直接集金になります。お支払いは毎月 20 日に口座振替でお願いします。

* 滞納が数か月続いた場合など、児童手当から徴収の申し出書を依頼する場合があります。

☆1号・2号認定の子どもは、無償化に伴い2019年10月より保育料・授業料のお支払いはありません。その他の雑費のみ引き落としさせていただきます。

3号認定の子どもすべてにおいて、利用者負担については保護者の所得に応じた支払が基本となります。お住いの各市町村が決定する利用者負担額(保育料)となります。

《保育料・授業料、その他の諸経費》

認定区分	利用料	教育費	給食費	雑費
1号認定	なし	英語、体育教室 (スイミング、硬筆は4・5 歳児の希望者)	主食費1,500円/月 副食費3,300円/月	保護者会費500円/ 月・絵本代(実費) 写真代(実費) 行事代など
2号認定	なし	英語、体育教室 (スイミング・硬筆は4・5 歳児の希望者)	主食費1,500円/月 副食費4,800円/月 *土曜利用の場合は、 主食費250円/日	保護者会費500円/月 絵本代(実費) 写真代(実費) 行事代など
3号認定	所得・年齢・ 保育利用区分 により 0～55,700 円/月	なし	なし	保護者会費500円/月 絵本代(実費) 写真代(実費) 行事代など

*制服・用品をすべて購入していただいても3万円程度になります。

*日本スポーツ振興センター加入保護者負担金200円/年

《預かり保育・延長保育に関わる利用者負担金》

*1号認定は13時以降は預かり保育(幼稚園型)が利用できます。1号認定は、土日・祝祭日のほかに春休み・夏休み・冬休みなど長期休業日があり毎週土曜日もお休みです。(土曜日が行事の時は代休を設けます)

*1号認定の預かり保育利用の際には、相談のうえ、あらかじめ降園時間を決めさせていただきます。

認定区分		時間	料金
1号	朝の預かり保育	8:30～9:00	100円/回
1号	午後の預かり保育	13:00～17:00	350円/時 おやつ代1,500円/月 (8:30～9:00、13:00～17:00 月額 15,000円(上限20,000円))
1号	長期休業日 預かり保育	8:30～17:00	上記に加え 9:00～13:00 1,000円/日
2号・3号認定	保育標準時間 延長保育	18:00～19:00	350円/回(上限4,200/月)
2号・3号認定	保育短時間 前延長保育	7:00～8:30	350円/回(前後で上限4,200/月)
2号・3号認定	保育短時間 後延長保育	16:30～18:00	350円/回(前後で上限4,200/月)
一時預かり(一般型)	*月～金 9:00～17:00 利用料などの詳細は利用案内をご確認ください。		

9. 利用の開始について

当園では、岡山市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

10. 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童(1号・2号・3号認定)に該当しなくなったとき(小学校に就学したとき)
- ② 保護者から退園の申し出があったとき
- ③ 利用継続が不可能であると岡山市が認めたとき
- ④ その他、利用の継続について重要な支障又は困難が生じたとき

11. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳（0歳児クラス）、掲示板（1歳児クラス以上）を活用します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため、月に1回、園だよりを発行します。その他、連絡事項はプリントの配布や掲示を行いますので、ご確認ください。配布物は、連絡ホルダーに挟んで配布いたしますので、園児が連絡ホルダーを持ち帰った時には、必ず目を通して、翌日クラスの回収用バスケットに返却してください。（連絡ホルダーは常時クラスで保管します。）

12. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

① 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

当日に欠席の連絡をする又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに電話で御連絡願います。

② お迎えが遅れる場合・お迎えの方が変更になる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、延長開始時間までにご連絡願います。また、お迎えに来られる方が変更になる場合には、あらかじめご連絡をお願い致します。

③ 毎朝の体温等の確認

登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。また、前夜発熱したなど普段と違う様子があった時には、担任や当番の職員へお伝えください。

④ 感染症について

麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園をする場合は、医師発行の「治癒証明書」を提出してください。証明書の必要な病気についてはこの冊子の「感染症一覧」をご覧ください。

⑤ 発熱・下痢をしている場合について

在園中に、熱が38度以上ある場合は、ご連絡を致しますので、お迎えをお願い致します。また、在園中に下痢が3回続いた場合も、ご連絡を致しますので、お迎えをお願い致します。

⑥ 与薬について

医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生に保育園での薬の投与を朝夕2回に変えて頂くようお願いしてください。どうしても昼食後の投与が必要な方に限り、与薬をさせていただきます。薬のお預かりは、当番の職員がお預かりします。薬の保管は事務所で行います。当番時間以外には、事務所の職員が受け取りますので、事務所にお持ち下さい。（**職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをして下さい。**）薬は、看護師または園長、主任が与薬します。薬は事務所前にある「くすり連絡票」を明記の上、透明のジップロックの表面に貼り付け、1回分の量だけを容器に入れてお持ち下さい。**ジップロック、粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いて下さい。**また、**土曜日の薬のお預かりはできませんので**ご了承下さい。



⑦ 土曜日保育について

基本的に土曜日の保育は、保育の必要性のある方とさせていただいています。保育園の職員も、週40時間労働で働いておりますので、土曜日に交代でお休みを頂き、当番による保育を行っています。

保育を希望される方は、前月10日までに申込書にて、予約してください。

⑧ 共同保育について

岡山市内で運営する同法人の子ども・子育て支援新制度の確認を受けた園と相互の共同保育を実施する各利用園児に対し、毎週土曜日（12月29日から1月3日、祝祭日を除く。）及びお盆期間（8月13日から8月15日まで。日曜、食祭日を除く）、および利用園児が少ない場合は、相互に保育を提供する

場合もある。

⑨ 駐車場について

朝夕の送迎の車は、こども園内の駐車場に止めて下さい。通行の妨げとなるため、道路には駐車しないで下さい。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はご遠慮下さい。マナーを守って、限りあるスペースを気持ちよく利用できます様に、御協力をお願いします。また、駐車場内での事故は、園は一切の責任を負いません。

⑩ 持ち物の記名について

衣類、持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に、処分致します。

⑪ 保護者会活動について

在園児の健やかな発育のために、保護者と職員の集う会としての保護者会を組織しています。なお、会則により、役員・会費を決めています。

⑫ 連携施設への協力について

連携施設として協定を結んでいる小規模保育園とは、代替保育の提供・卒園後の受け入れなどの協力をしています。

13. 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

1. 苦情解決責任者 園長 出井 みどり

2. 苦情受付担当 副園長 岡部 悦子

3・ 第三者委員 (1) 元長利町内会長 近藤 亨 連絡先 086-278-2937

(2) 元小学校教員 山本 与子 連絡先 086-278-3679

* 面接、電話、文章、メール等の方法により相談、苦情などを受け付ける他、事務所窓の横に「ご意見箱」を設置しています。

14. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為、わいせつ行為、無視、教育・保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしない他、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所他関連機関に通告し、連帯・協力して適切に対処いたします。

◇ 岡山市こども総合相談所

岡山市北区鹿田町1丁目1番1号（岡山市保健福祉会館5階）

TEL：086-803-2525

◇ 岡山市中区福祉事務所

岡山市中区赤坂本町11-47

TEL：086-901-1234

15. 健康診断等について

① 健康診断・歯科検診

嘱託医により、内科健診を年2回、歯科検診を年1回行います。結果については、児童票に記載し、保護者の方にお伝えします。

② 身体測定

月に1回、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票及び出席ノートに記載します。

※乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたらご相談下さい。

16. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

<内科>

医療機関の名称	じょうとうクリニック
医院長名又は医師名	木村 佳穂
所在地	岡山県岡山市東区上道北方 635-1
電話番号	086-278-7070

<歯科>

医療機関の名称	妹尾歯科医院
医院長名又は医師名	妹尾 宗一郎
所在地	岡山市中区長利 273-1
電話番号	086-278-2586

<薬剤師>

医療機関の名称	ハロー薬局
薬剤師名	児山 恵
所在地	岡山市北区神田町 2-8-35
電話番号	086-235-1200

16. 緊急時の対応方法

当園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<外科>

医療機関の名称	武智整形外科
所在地	岡山市中区 274-9
電話番号	086-278-8200

17. 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	岡山市中消防署 令和元年 6月 5日 防火管理者 出井 みどり
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を月1回実施
防災設備	自動火災報知設備 誘導灯及び誘導設備 非常警報装置
避難場所	第1避難場所：園庭 第2避難場所：園内駐車場

18. 保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

<賠償責任保険>

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の種類	ほいくのお守り（介護保険・社会福祉事業者総合保険）
保険支払限度額	対人 300,000 千円/人 2,000,000 千円/事故 財物 2,000 千円/事故

<損害保険>

保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	学校契約団体障害保険
保険金額	死亡・後遺障害 5,00 万円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円

別表

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担額

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食費	2号認定を受けた子どもに係る主食費として（3歳児クラス以上）*土曜日保育を受けた子どもは、主食費として1回250円いただきます	月額 1500 円
副食費（おやつ代含む）	2号認定を受けた子どもに係る副食費として（3歳児クラス以上）	月額 4800 円
レンタルおしぼり代	3号認定を受けた子どもに係るレンタル布おしぼり代として（0、1歳児クラス）	月額 400 円～800 円
日本スポーツ振興センター 共済給付負担金	1号・2号・3号認定を受けた子どもに係る共済給付負担金として	年額 200 円
制服代	半袖ポロシャツ・長袖ポロシャツ半ズボン・スモック	実費 （別紙）
帽子・名札・出席ノート代	帽子・名札・出席ノート代	実費 （別紙）
カバン代	通園リュック・通園バック代	実費 （別紙）
用品代	のり・クレパス・粘土・はさみ・作品収納等	実費 （別紙）
ICカード代	登降園記録用ICカード代	750 円
保護者会費	行事等に係る費用として	月額 500 円
遠足代	遠足時のバス代や入園料等遠足に係る費用として	実費相当額

英語教室	英語教室受講料（3歳児 月1回） （4・5歳児月2回） *カメヤコーポレーションとの契約になります	月額 880円 月額 1,760円
体育教室	体育教室受講料（3歳児クラス以上）	月1回 350円
生活ビデオ代	クラスでの生活を撮影したビデオ代として（希望者のみ）	1枚 4000円

注1) 年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもの算定基準は、岡山市が利用者負担額を決定する際の基準と同じ基準になります。

注2) 副食費負担のない世帯は、岡山市より通知があります。

別表

2. 延長保育に係る利用者負担

【保育標準時間認定の延長保育料金】

曜日・時間帯	1回	月額上限
月～金曜日 18:00～19:00	350円	4,200円

【保育短時間認定の延長保育料】

曜日・時間帯	1回	月額上限
月～土曜日 07:00～08:30	350円	4,200円
月～土曜日 16:30～18:00	350円	4,200円
月～金曜日 18:00～19:00	350円	4,200円

別表

3. 一時保育利用料金 *利用年度の4月2日時点年齢
月～金曜日 予約制 (1回の料金)

	慣らし保育 9:00～11:00	半日保育 9:00～13:00	1日保育 9:00～17:00
1歳	1,500円	3,000円	3,700円
2歳	1,000円	2,500円	3,200円
3歳	1,000円	1,650円と350円	2,350円と350円
4・5歳	1,000円	1,150円と350円	1,850円と350円
		昼食付	昼食・お昼寝 午後のおやつ付き

【延長保育料】 350円/1時間（全年齢共通）

*預かり年齢：1歳児6か月～就学時まで

*食事代：1食あたり350円

【保護者用】

病状回復後の登園の際に、下記の登園届（太枠内）の提出をお願いいたします。

※必ず主治医から登園許可の確認を行ってからご記入、ご提出をお願いいたします。

登園届（保護者記入）	
グリーン長利こども園 園長	入所児童名 _____
病名「 _____ 」と診断され、	
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名 _____	
「 _____ 」	
（医療機関連絡先： _____ ）において病状が回復し、 集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園します。	
保護者名 _____	

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

こども園入所児がよくかかる下記の感染症については、「登園のめやす」を参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、こども園での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

※登園のめやすは、子どもの全身の状態が良好であることが基準です。

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳がおさまっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身の状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排除しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症 ・ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（ 幼児（乳幼児）にあつては、3日を経過するまで ）
新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過すること
伝染性膿痂疹（とびひ）		医師の判断による

【医師用】

※主治医様 下記太枠内をご記入願います。

証明書（意見書）		
グリーン長利こども園 園長		
		入所児童氏名 _____
病名「 _____ 」		
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。		
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日		
医療機関名 _____		
医師名 _____		印 _____

○医師が記入した意見書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認められるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

※かかりつけ医の皆さまへ

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について証明書（意見書）の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この証明書（意見書）を提出してください。

グリーン長利こども園保護者会規約

- 第1条 この会は、グリーン長利こども園保護者会と称します。
- 第2条 この会は、事務所を岡山市中区長利274-1 グリーン長利こども園内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。
- 第5条 1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全なるように努めます。
3. 会員相互の親睦向上の為に、講演、講習会、その他見学などを行います。
- 第6条 本会は、グリーン長利こども園園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第7条 この会は、各クラスから1~2名の役員をクラス懇談会において選出します。
会長、副会長は、第6条により選出された役員の中から選出します。事務局はこども園職員が行います。
- 第8条 役員任期は1年とします。
- 第9条 総会は、年に1回行い（書面による開催も含む）、役員改選、会則の変更、予算決算の承認、その他必要なことを相談します。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が会の運営、その他の事項を相談します。
- 第11条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第12条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金をこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は、1ヶ月500円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この会は令和2年4月1日より実施します

個人情報の取り扱いについて

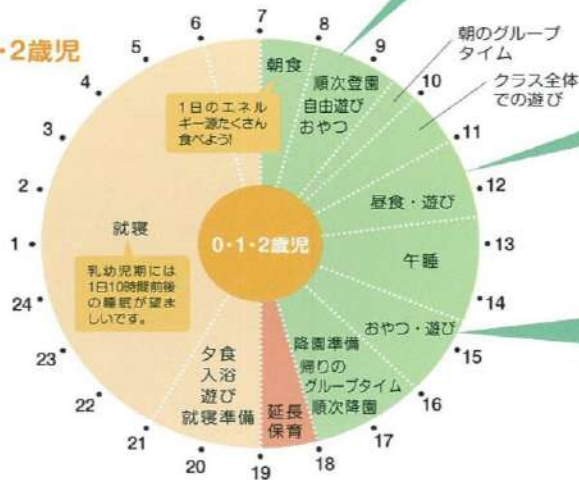
- ◆ 提出していただく書類及びその内容に関する個人情報につきましては、教育・保育以外には利用いたしません。
- ◆ 教育・保育を行うにあたり、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することがありますので、ご了承ください。
- ◆ 園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めているものもありますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの取り扱いは慎重に願います。

「おはよう」から始まる

1日のプログラム

子どもの心や身体は、24時間の「望ましい流れ」の中につくられます。ご家庭と協力し合い、睡眠・食事・遊び(身体活動)をより良いサイクルで行い、子どもの育ちと一緒に支え合いたいと思います。

0・1・2歳児



家庭でのしっかりした関わりがあれば1日がばれます



友だちと外で元気に遊びます。



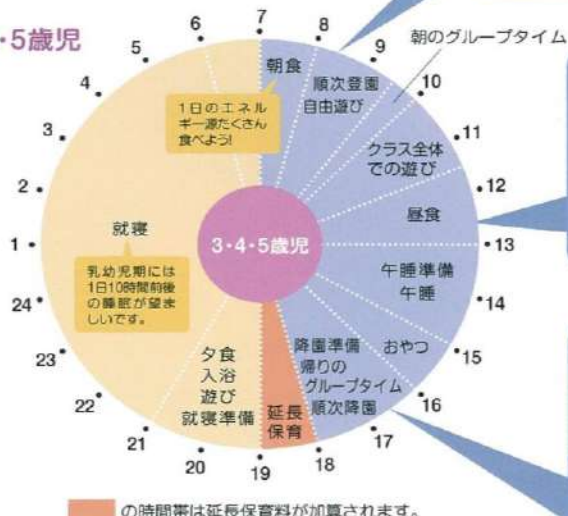
おやつの後も一人でじっくり遊んだり友だちと仲良く遊びながらお迎えを待ちます。

の時間帯は延長保育料が加算されます。



親子で「おはよう」のあいさつで朝がはじまります。

3・4・5歳児



みんなでおいしい給食を食べます。



給食の準備は子どもたちで行います。



お迎えがくるまで仲良く遊びます。

の時間帯は延長保育料が加算されます。